

様式第 83 の 14 (第 132 条の 15 関係)

電気事業法第 103 条の 2 第 1 項第 4 号 説明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 〇〇 〇〇 殿

住所 東京都〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇ビル 5 階  
氏名 (名称及び代表者の氏名) 〇〇〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇 〇〇

1. 特定計量に係る取引又は証明の相手方に対する苦情及び問合せに関する事項

(1) 特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せの方法

(記載要領)

- 特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せの方法として、記載例を参考に電話、窓口、電子メール、問合せフォーム、郵送等を記載すること。

<記載例>

- 電子メール (aaaaaa@aa. aa. jp)、電話(00-0000-0000) (対応時間帯: 平日 9 時から 18 時まで) で対応することを予定している。
- 苦情及び問合せの連絡先と対応時間帯は、契約書、ホームページのトップページ (<http://www. aaaa. co. jp>) 及び請求書に記載する予定。

## (2) 特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制の概要

(記載要領)

- ・特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せの処理について、どのような体制で行うこととなるのか概要を記載すること。
- ・需要家数や苦情件数等の増加に伴い対応要員を増員する等の対応を予定している場合には、その旨も記載すること。

<記載例>

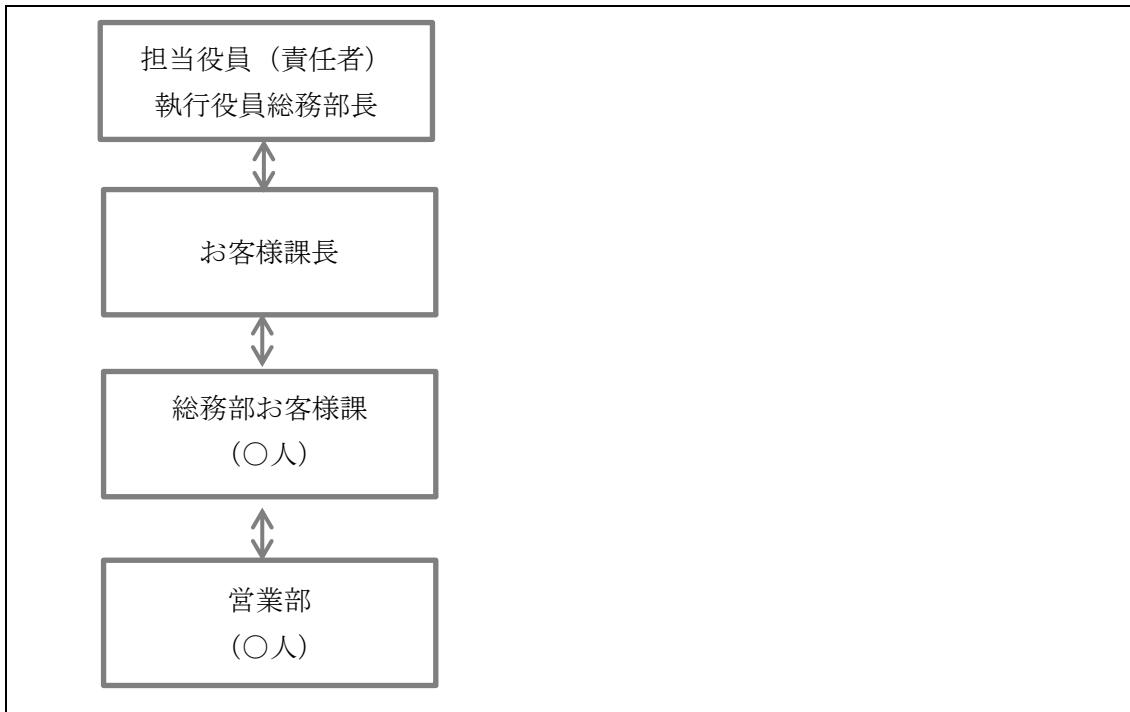
- ・電話による苦情および問合せについては、自社内の〇〇部において、一次対応を行うこととするが、担当者が答えられない場合には、〇〇部が対応。著しく問題となる場合には、執行役員総務部長の責任において対応予定。
- ・需要家からの問合せに適切に対応できているかなどの状況を常に確認し、実際の需要家数や苦情数等に応じ対応要員を増員するなど、適切な対応ができる体制を維持していくことを予定している。
- ・電子メールによる苦情及び問合せについても同様に対応予定。

### (3) 特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制図

(記載要領)

- ・「特定計量に係る取引又は証明の相手方からの苦情及び問合せを処理する体制の概要」に記載した内容に基づき、その相手方からの苦情及び問合せの処理に係る組織図を記載すること。業務委託をする場合、その部分も記載すること。

<記載例>



## 2. 使用期間の設定方法

(記載要領)

- ・「対象範囲」欄には、今回使用する電気計器における使用期間の対象範囲について記載すること。(例えば計量機能が内蔵している PCS の場合、PCS 全体の使用期間とするのか、それとも PCS の計量機能を有する箇所のみの使用期間とするのかを明確にする必要がある。)
- ・使用期間を設定した上で、使用期間の終了前に検査(性能検査)を行い、条件を満たした場合に使用期間を延長する(再延長)場合においては、「使用期間の設定根拠」欄にその旨を記載すること。

<記載例>

対象範囲	PCS 全体
使用期間	15 年
使用期間の設定根拠	PCS メーカーより 15 年間計量機能が保証できるという確認ができたため、15 年間とする。当初は 15 年間使用することを想定しているが、使用期間の終了前に検査を行い、引き続き計量機能が保証できると確認できた場合には、使用期間を延長することを考えている。

## 3. 基準適合検査及び使用前等検査の検査主体等

(記載要領)

- ・検査の種類ごとに検査主体を記載すること。検査の一部を委託した(する)場合は、委託した(する)検査項目と委託先の検査者情報を記載すること。
- ・「サンプル検査を実施する場合にはその内容」欄は、サンプル検査を実施する場合にのみ記載することとし、具体的には①実施主体、②実施方法、③ロットの考え方、④合格判定基準、⑤十分な個数で検査されていることを証明するための事項について記載すること。

<記載例>

基準適合検査	○○株式会社 耐ノイズ性能試験(放射無線周波電磁界の影響)は、○○検定所に委託し実施した。
使用前等検査	○○株式会社
使用中検査	○○株式会社
サンプル検査を実施する場合にはその内	使用前等検査において、サンプル検査を実施。 ・サンプル検査の実施主体 ○○会社 ・出荷数とサンプル検査数 出荷数: ○○○台、ロットサイズ: ○○台、

容	サンプルサイズ：〇〇台
---	-------------

#### 4. 検査主体の適切性に関する事項

(記載要領)

- ・検査主体の適切性に関する事項については、記載例を参考に記載すること。検査主体が複数いる場合には、検査主体ごとに記載すること。
- ・「必要な能力に関する事項」については、①検査設備に関する事項（検査に使用する検査設備等の情報）及び②検査を実施する者に関する事項（検査者が検査を行うための知識を有しているか証明するために、資格認定又は教育訓練の方法等。）の2点を記載すること。
- ・「必要な体制に関する事項」については、通常は電気計器の製造事業者が検査をする場合にのみ記載することとし、記載内容は品質管理体制の内容とする。製造事業者の品質管理体制の記載に加えて、その内容を証明するために下記の通り資料を添付すること。
  - ①JIS Q 9001、JIS Q 17025の認証を受けている場合は、認定証を添付すること。
  - ②社内で適切に評価を行うための品質管理体制が社内規程等で定められている場合にはその書類（品質マニュアル等品質管理の体制が網羅的に記載されている文書）を添付すること。
  - ③JIS Q 9001等の認証機関や日本電気計器検定所等、体制の評価を行うことができる機関等により必要な体制を有する者であることの確認を受けている場合には、その記録を添付すること。
- ・計量法の電気計器の型式承認機関（日本電気計器検定所）等が検査を行う場合にあっては、「検査主体名」及び「届出者、製造事業者、第三者機関の別」のみ記載することで足りる。

<記載例>

検査主体名	〇〇株式会社
届出者、製造事業者、第三者機関の別	製造事業者
必要な能力に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査設備に関する事項 基準電力量計や交流電源装置等、検査に必要な設備を所有している（詳細は別紙参照）</li> <li>・検査を実施する者に関する事項 特定計量制度に基づく試験を実施するにあたっては、〇〇〇〇などの研修を受講した者のみ、検査を実施することとしている。 なお、検査を実施することができるとされた者は、その能力維持の評価を1年に1回</li> </ul>

	実施している。
必要な体制に関する事項	JIS Q 9001 の認証を受けているため、十分な品質管理体制が構築できていると考えられる（認証証添付）

## 5. 実施する試験に関する事項

(記載要領)

- ・記載例を参考し、各試験の検査結果について記載すること。
- ・規格を参照して試験を実施した場合は、「参照する規格番号」にその試験規格の番号を記載すること。
- ・試験項目の「誤差及び基本性能」における「誤差」については使用前等検査で確認する項目となっているが、当初特定計量での使用を予定している電気計器に対する試験結果をもとに適合の可否について記載すること。
- ・試験を合理化する場合は、合理化した旨を「検査結果」欄に記載し、「参照する規格番号」欄には、合理化した理由と、合理化の根拠となる規格があればその規格番号を記載すること。

<記載例>

試験項目	検査結果	参照する規格番号
誤差及び基本性能	適合している	JIS C〇〇一〇
安全性能	適合している	JIS C〇〇一〇
耐ノイズ性能	適合している	JIS C〇〇一〇
耐久性能	適合している	JIS C〇〇一〇
耐候性能	合理化により、試験未実施	製品全体の試験（参照規格：〇〇一〇）において別途確認を行っているため省略。
その他性能	適合している	JIS C〇〇一〇

## 6. 準拠する他の規格等に関する事項

(記載要領)

- ・準拠する他の規格等がある場合においては、記載例を参考に必要事項を記載すること。
- ・「主要な計量に関する知見を有する有識者」については、有識者全ての情報を記載する必要はなく、主要な者のみ記載すること。

<記載例>

規格番号	規格名称	成立年月日	委員会等の名称	主要な計量に関する知見を有する有識者	対象機器例
JEM1514	半導体電力交換システム及び装置の電力量検査方法	2021年12月17日	(一社)日本電機工業会分散型電源特定計量技術基準検討WG	日本電気計器検定所	パワーコンディショナー
JIS C1271-2	交流電子式電力量計(第二部取引又は証明用)	2017年3月21日	日本工業標準調査会標準第二部会電気技術専門委員会	○○○○	普通電力量計

## 7. 差分計量、按分計量を行う場合はその方法及び適切性

(記載要領)

- ・差分計量や按分計量を行う場合は、実施の条件を確認のうえ、下記記載例も踏まえて、実施の方法やその適切性について記載すること。

＜記載例＞

差分計量を以下の条件にて実施する。
・差分計量で求める対象：家庭内自家消費電力量
・差分計量で使用する電気計器
①スマートメーター
②パワーコンディショナー（精度階級n○（±○%）クラス）
・想定される差分計量時の誤差（特定計量制度で許容される精度階級レベル）
n○クラス（±○%）
・正確計量の努力義務を果たすために必要な措置
努力義務のために必要な措置として、差分計量が適切に実施できるような回路にする。
・当事者間のトラブル発生を防ぐために必要な措置
当事者間のトラブルを防止するために、差分計量を実施することを当事者間で合意を得る。

備考 1 該当事項のない欄は、省略すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。